

経済産業省

20230608 保局第3号
令和5年6月9日

各認定事業者 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法に基づく法令遵守及び保安管理の徹底について（注意喚起）

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第20条第3項第2号に規定する認定完成検査実施者及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第49条の5第1項に規定する特定認定完成検査実施事業者の認定を受けていたENEOS株式会社川崎製油所浮島北地区並びに法第20条第3項第2号に規定する認定完成検査実施者の認定を受けていた同社川崎製油所浮島南地区において、法手続に必要な資料の整備や業務管理等に不備があり、製造施設の変更工事の未許可及びこれに伴う完成検査の未実施があったこと、並びに長期にわたり製造施設の軽微な変更工事の届出、保安検査の実施、製造施設に異常があった場合の帳簿の保存及び事故届の一部が適切に行われていなかったことが確認されました。これにより、保安管理システムの確立・継続的改善ができていないなど、認定基準への不適合が認められるとともに、製造施設の変更工事の未許可及びこれに伴う完成検査の未実施という完成検査に関する重大な法令違反があること、これは過去の同様の法令違反の再発であること等から、完成検査の保安体制に重大な不備が認められたため、本日、法第39条の12第1項第6号の規定に基づき、同社川崎製油所浮島北地区及び浮島南地区の完成検査に係る認定を取り消しました。

また、上記に加え、同社の他の認定事業所において、製造施設の変更工事の未許可及びこれに伴う完成検査の未実施があったこと、並びに長期にわたり製造施設に異常があった場合の帳簿の保存及び事故届の一部が適切に行われていなかったことが確認され、また、他社の認定事業所においても長期にわたり製造施設に異常があった場合の帳簿の保存及び事故届の一部が適切に行われていなか

ったことが確認されました。これにより、これらの認定事業所において、保安管理システムの確立・継続的改善ができていないなど、認定基準への不適合が認められました。

これらを踏まえ、上記の不備のあった会社に対して、法令遵守及び保安管理の徹底について厳重注意を行いました。

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者並びに本社におかれでは、認定基準として本社の役割が求められていることの重要性を踏まえて、本社を中心となり、あらためて必要な法令手続きを適切に行ってているか、認定基準に基づく適切な保安管理を行っているかについて、より一層御注意いただきますようお願いいたします。

(参考1) 法令違反の原因

法令違反内容	一次的な原因	根本原因
・製造施設の変更工事の未許可及びこれに伴う完成検査の未実施 ・製造施設の軽微な変更工事の届出漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備の対象範囲を示す図面の整備不足 ・申請要否に必要な判断基準の整備不足 ・確認体制の整備不足（ダブルチェック不足、担当者任せ） ・申請・届出の管理不足（組織で管理する仕組み・管理表の整備不足） ・過去の法令不備に対する再発防止対策の実効性、継続性の評価不足（内部監査、本社監査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社のガバナンス不足 ・製油所管理者層のリーダーシップ不足 ・保安管理システムに関する資源の不足 ・法令知識の不足 ・遵法意識の浸透不足
・保安検査の未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象に対する知識・理解不足（縁切りして運転状態にない設備） ・保安検査担当部門、認定保安検査組織及び検査管理組織の記録の確認不足 	
・製造施設に異常があった場合の帳簿の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス事故と石油コンビナート等災害防止法の異常な現象との違いに関する理解不足 ・帳簿の記載対象（製造施設に異常があった場合）に関する理解不足 	
・事故届漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス事故と石油コンビナート等災害防止法の異常な現象との違いに関する理解不足 ・社内外（本社、国、自治体等）の保安関連情報の積極的な収集及び活用不足 	

(参考2) 本社の役割

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者には、完成検査及び保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合することが求められている。
(高压ガス保安法第39条の3第1項第1号、第39条の5第1項第1号)

○当該基準における「本社の体制」として、

- ・ 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること、また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること
- ・ 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていることなど、本社には適切なガバナンスの下、事業所を管理する役割が求められている（コンビナート等保安規則第41条第1項、第43条第1項、別表第5～8「一 本社の体制について」）。